

番 号	15請願第17号 (文教付託)
受理年月日	平成15年12月 1日
件 名	「教育基本法の『改正』ではなく、その実現を求める意見書」の提出を求めることについて
提 出 者	子どもの教育、教科書と憲法を考える三鷹連絡会 代表 浅羽 晴二
紹介議員	大城 美幸、斎藤 隆
要 旨	
<p>中央教育審議会は、3月20日、「心豊かでたくましい日本人の育成」を目指すことを理由に、教育基本法の「改正」を求める最終答申を行いました。</p> <p>教育基本法は、前文の中で、民主的で文化的な国家を建設し、世界の平和と人類の福祉に貢献するという憲法の理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである、としております。平和の希求が、世界的に新たな高まりを迎えている今日、この精神は一層生かされるべきと考えます。</p> <p>また、戦後営々と、義務教育の保障、障害児教育の前進、定時制や通信制教育の改善が行われてきたのも、だれもが差別なく、その能力や必要に応じて、豊かな教育が保障されるべきであるとする教育基本法の大きな成果です。今日、この水準をさらに充実させることが望まれ、自治体での30人学級への努力など、模索が進められています。</p> <p>答申の言う、「たくましい日本人」「国を愛する心」などは、本来、個人の内面や価値観にかかわり、一人ひとりの自主的な判断にゆだねるべきことです。「人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期す」とした、教育基本法第1条の「教育の目的」の実現こそ、強く望まれます。</p> <p>つきましては、以下の要望に基づく意見書を国に対して送付して下さるよう、ここにお願いいたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 教育基本法の「改正」をやめること。</li> <li>2 教育基本法の理念・内容の実現のため、早急に施策を講じること。</li> </ol>	